

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和3年1月26日(火曜日)	開会	9:58	会議場所	別海町議会 委員会室2・3	
		閉会	14:04			
委員の出欠	3 番 田村 秀男 出席	5 番 外山 浩司 出席	8 番 松壽 孝雄 出席			
	13 番 中村 忠士 出席	15 番 戸田 憲悦 出席				
出席説明員	総務部長		総務部次長兼総務課長	総合政策課長	財政課長	
	浦山 吉人 出席	佐々木栄典 出席	三戸 俊人 出席	寺尾真太郎 出席		
	税務課長		防災交通課長	西春別支所長	尾岱沼支所長	
	伊藤 輝幸 出席	麻郷地 聡 出席	田村 康行 出席	福原 義人 出席		
	総務課主幹		総務課主幹	総合政策課主幹	財政課主幹	
	齋藤 陽 欠席	山田 哲哉 出席	皆川 学 欠席	角川 具哉 欠席		
	税務課主幹		防災交通課主幹	総務課主査	総合政策課主査	
	松田 勝広 出席	深川 淳一 欠席	池田 大海 出席	大森 圭介 欠席		
	財政課主査		税務課主査	防災交通課主査	防災交通課主査	
	佐藤 貴也 出席	高橋 克彦 欠席	相馬 儀彰 欠席	武田 聖士 出席		
	西春別支所主査					
	門間 勝司 欠席					
	選挙管理委員会	書記長		書記		
		佐々木栄典 出席	池田 大海 出席			
	出納室	会計管理者		出納室長		
		阿部 美幸 欠席	佐々木いづみ 欠席			
	監査委員事務局	監査委員事務局長				
		小林 由治 欠席				
	別海消防署	別海消防署長		別海消防署副署長	別海消防署副署長兼警防課長	
		山田 勝人 欠席	山桑 貴光 欠席	西塚 隆幸 欠席		
教育委員会	教育部長		生涯学習センター建設準備室長	教育部次長兼生涯学習課長他	指導主幹	
	山田 一志 出席	山岸 英一 欠席	石川 誠 出席	住吉 幹城 欠席		
	指導参事		学務課長兼学校給食センター長	学校教育課長	中央公民館長	
	根本 涉 出席	宮本 栄一 出席	入倉 伸顕 出席	内山 宏 欠席		
	西公民館長		東公民館長	図書館長・郷土資料館長他	学校教育課主幹	
	田村 康行 出席	福原 義人 出席	新堀 光行 出席	池田 卓也 出席		
	生涯学習課主幹		中央公民館副館長	西公民館副館長	東公民館副館長	
	戸田 博史 欠席	小村 茂 欠席	木戸口 誠 欠席	立澤 雅彦 欠席		
	図書館主幹		郷土資料館主幹	学務課主査	学務課主査他	
	堺 啓 欠席	石渡 一人 欠席	佐藤 亮 出席	大山 晋作 出席		
学校教育課主査		生涯学習課主査	生涯学習課主査他	学校給食センター主査		
高津 寛人 出席	恒川 敦史 欠席	上杉 大洋 欠席	成瀬 広子 欠席			
委員外の出席				傍聴者	0名	
事務局職員	事務局長	小島 実	事務局主幹	松本 博史		
会議に付した事件及び会議結果など						
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。					
委員長 8番 松壽	9:58 開会					
	出席委員5名、調査期間1日					
	【総務部所管事務調査】					
委員長 8番 松壽	挨拶					
	① 新型コロナウイルス感染症の状況について					
総務部長 浦山	挨拶、経過報告及び概要説明					
	① 当初予算編成について					
	② 調査概要について					
委員長 8番 松壽	議事1 所管事務調査について					

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

		(1) 新型コロナウイルス感染症対策について 資料配布により内容説明を省略 新型コロナウイルス感染症対策に係る各種実施事業の進捗状況について(1月15日現在)
委員長	8番 松壽	
財政課主査	佐藤	(2) 行政財産使用料の考え方について 資料により内容説明 行政財産使用料の減免に関するガイドライン (概要版) 1 行政財産使用料の減免に関する基本的な考え方 2 行政財産使用料の減免基準
委員長	8番 松壽	質疑
委員	3番 田村	① ガイドラインを設けて全庁的な視野に立ち使用料を適正にすることは、大変よいことだ。ガイドラインに基づく全庁的な使用料の検証結果をどのように受け止めているか。 ② 資料中の「行政財産使用料の減免に関する基本的な考え方」に「可能な限り個別に減免率の削減に努める」とあるが、内容の詳細を。 ③ 加算料金についてであるが、条例上では「行政財産使用料として徴収することができる」とされていて、資料中の「減免基準」において「ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない」とし、減免できると判断した基準は。
財政課主査	佐藤	① 各部署にガイドラインに基づく見直しを求めている段階である。今後、財政課からのフォローアップ調査によって、見直しの結果を把握する予定である。 ② 行政財産使用料は、「減免できる」と条例に規定されているが、一律または無条件に減免するものではないと整理し、基準減免率を定めた。収益を上げる施設は、基本的に使用料の徴収は必要である。 ③ 加算料金は、行政財産使用料に含まれる。自動販売機が例となるケースが多いが、電気代などの維持管理費相当分は、町として徴収すべきであろうと考えている。
委員	3番 田村	② ガイドラインを見ると、第4号の「町長が特に必要と認める場合」の該当事例が多く、しわ寄せとなっている感じがするが。
財政課主査	佐藤	② 歳入を確保するため個別に減免率の削減をしようとする場合に、第4号の「諸状況を勘案して町長が定める率」の基準に当てはめようとするものである。
委員	13番 中村	① 「町長が特に必要と認めるとき」というただし書について、具体例を想定していれば、その内容を聞きたい。
財政課主査	佐藤	① 具体例は、多くないと思っているが、例えば、町の要請や町の施策に密接となって財産を使用するケース、福祉的な利用が行われる行事のような使用などが想定される。
委員	13番 中村	① その場その場のはっきりしない基準にならないように十分気を付けていただきたい。
財政課長	寺尾	① 行政財産の使用は、いろいろな事例が起こる。空いているスペースを使わせてほしいということが多いが、逆に、町側から場所を示す場合もある。まずは、特別な事情があった場合に所管が説明できるようにガイドラインを作った。財政課は、フォローアップ調査によって、所管が定めた減免率などを把握するとともに適切なアドバイスをしたいと考えている。その場その場でばらばらな対応にならないようにしていきたい。
委員	3番 田村	④ 「町長が特に認めたとき」は、10分の10の減免率と資料に記載されている。しかし、10分の10と決めておきながら、福祉などの利用のときに、資料の表の一番下の枠内で「町長が特に必要と認めたときは、この限りではない」と規定しているところに違和感がある。どのような考えか。
財政課主査	佐藤	④ 減免は、個別具体的な判断で行うこととしている。免除だけでなく減免もある中で、あくまでも、基準の減免率を条例で設けて、ガイドラインによって統

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

		<p>一的な考え方で対応していこうと考えている。</p> <p>④ 「町長が特に認めるとき」と記載して、さらに「町長が特に必要と認めるとき」と記載するのは分かりづらいので、改善してほしい。</p>
委員	3番 田村	
委員長	8番 松壽	
防災交通課主査	武田	
		<p>(3) 各地域の防災訓練の実績と計画について</p> <p>資料により内容説明</p> <p>主な実績</p> <p>主な計画</p> <p>質疑</p>
委員	8番 松壽	
委員	3番 田村	
		<p>① 恒常的に有事に備える訓練は有益なものであると認識している。コロナ禍であっても、自主防災組織が実施する訓練が2カ所というのは、危機感がないのではないか。</p> <p>② 町として、各訓練実施団体に対する啓発は、どのように進めているか。</p> <p>③ 小・中学校における防災教育は学校管理規則で義務づけられていて、訓練を行った場合は、教育委員会に報告がされているはずだ。その実績及び計画は、防災所管部署に共有されているのか。</p>
防災交通課主査	武田	
		<p>① 今年度は2カ所だったが、例年実施している地域から、今年度はやむなく中止する旨、連絡があった。今後、訓練があまり実施されていない地域にも声かけを続けていきたい。コロナ禍でもあり、地域としても危機感を持っているという声はあるものの、実績には結びついていない。町としても、コロナ禍で強く求められていないが、コロナ禍でも災害は起こるので、訓練は必要なことと訴えていきたい。</p> <p>② 文書で通知をしたり、自主防災組織が結成されていない地域には訪問して声をかけてきた。今後も、コロナ禍のなかなか足を運べない中でも、ホームページの啓発や海岸地区でのハザードマップの作成などを通じて積極的に声をかけていきたい。</p> <p>③ 今回の報告については、防災交通課が携わった訓練の実績と今後の予定について資料をまとめたものであり、学校や福祉施設の訓練についての実績も把握しているので、今後は、情報を得ながら、町全体の状況をまとめていきたい。</p>
委員	3番 田村	
		<p>① コロナ禍だからこそ、逆に「訓練をやってください」と啓蒙するほうがよいと思う。</p> <p>② ホームページ以外の発信方法も考えて、町民こぞって有事に備える意識を植え付けていくことが、被害を未然に防ぐことにつながるので、しっかりと情報発信をしてほしい。</p> <p>③ 学校も含めて、どういう訓練が地域でなされているかを町民に実績報告したほうが、意識の高まりにつながる。</p>
委員	13番 中村	
		<p>① 大規模訓練の例として、シェイクアウト訓練については、町内全体で約2,000人が参加している。学校などの参考状況も含めて、もう少し詳細の説明を。</p> <p>② 内陸部にも防災無線が設置されているが、「よく聞こえない」「何か喋っているのは分かるけど、何を言っているのか分からない」という声がある。その声に関する調査をしたか、調査の結果はどうなっているか、対策は行われているのか。</p>
防災交通課主査	武田	
		<p>① 全ての学校が参加して毎年実施している。9月1日の「防災の日」に実施しており、頭を守って机の下に隠れるシェイクアウト行動を行う訓練である。音源は、関係機関に配布しており、全道的に実施されている。</p> <p>② 設置の経緯については、そもそも内陸部の住民については、登下校の子供たちなど、屋外にいる通信機器を持たないために情報が入らない住民を防災無線の対象にしている。室内の方が聞こえにくいという案件についての調査はしていないが、改めて聞きたい方はフリーダイヤルに電話をすると内容が聞け</p>

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

	<p>るよう、広報及びホームページで周知している。もっと聞こえるようにしたほうがよいという声は認識しているが、その対策は、ラジオなどによる報道など、別に考えている。</p>
委員 13番 中村	<p>① 幼稚園、保育園はどうか。過去に視察したときに、幼稚園児も含めてグラウンドに集まるところまで行われた総合的な訓練があったと記憶している。そういう訓練も含まれるのか。</p> <p>② 内陸部の防災無線の対象が屋外にいる住民であることを私が聞き洩らしていたのかもしれないが、改めて内容を理解できた。それでは、屋内にいる人は対象としていないということについては、防災無線を設置した意義との整合性がどうなっているのか。</p>
防災交通課主査 武田	<p>① 幼稚園、保育園も全て参加している。町としては、シェイクアウト行動までを訓練の対象としているが、学校によっては、屋外に避難するところまで訓練している場合もある。</p> <p>② 防災行政無線の緊急時の放送は、津波がメインのものとなっている。地震に付随して津波が発生したときに、海岸地区の個別受信機を通じて住民に避難を呼びかける。内陸部については、Jアラートが唯一全町的・緊急的に流すものであり、この場合は、屋外にいると危険なので、「建物中に避難してください」と緊急放送する必要があり、屋外にいる人を対象に放送している。内陸部の屋内の人に対する発信は、ラジオなどのメディアを活用していきたいと考えている。</p>
委員 13番 中村	<p>② 補助事業の関係で、用途以外のものに使えないというようなことはあるのか。</p>
防災交通課主査 武田	<p>② そのようなことにはなっていない。</p>
委員 13番 中村	<p>② ならば、せっかく設置した防災無線を減災・防災に活用できないかという意見を上げておきたい。</p>
委員長 8番 松壽	<p>・ 総務部長（全体を通じて）何か見解はないか。</p>
総務部長 浦山	<p>② そもそも防災無線を設置する意義は、やはり一番危険でリスクの高い地域の住民に、まず、緊急避難をしてもらうため、防災無線及び個別受信機を設置している。その上で、即座の危険は、内陸部にあるという状況の中でも、大地震があった際に、屋外にいることによって、屋内にいる人よりも状況が把握できないケースに対して、どの程度の地震が起きているか伝えるために、海岸地区の後に内陸部に防災無線を設置した。もちろん、猛暑の際の行政の発信などにも活用している。普段、各地域において防災無線で音楽を流しているのは、防災無線が機能しているということを町民に示している。個別受信機がないとはっきりと音が聞こえないが、内陸部の防災無線のさらなる活用は、今後検討していきたい。</p> <p>① 防災訓練については、まず、自主防災組織の設置地域などの訓練状況を整理し、その後、各所管で管轄している学校・福祉施設の訓練状況について、防災を所管する部署として全容を把握していきたい。</p>
副委員長 5番 外山	<p>① 防災無線については、屋外の住民が対象のものだということは、私も地域に説明しているが、町内会が住民に避難指示を発するようなときに、使える設備が付属されているか。</p>
防災交通課主査 武田	<p>① その機能はついている。電話機で役場と連絡する手段と、電話機の横にマイクがあり、マイクを通じて呼びかける手段である。このことについては、訓練時に地域の方に立ち会っていただいて説明している。</p>
副委員長 5番 外山	<p>① 今の説明だと、設備を使用可能という理解でよいか。</p>
防災交通課主査 武田	<p>① 鍵は、1組地域にわたしている。ただし、使用時には、役場に1本電話をいただくようお願いしている。</p>
	<p>休憩 11:02 再開 11:10</p>

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

委員長	8番	松壽	<p>議事2 その他</p> <p>(1) 高度無線環境整備推進事業を活用した光回線整備の進捗状況について 資料により報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて 2 要請活動等について 3 事業費及び財源内訳の見込みについて <p>質疑</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助対象外も全て地方創生臨時交付金を充当するというとなると、本事業は、全て同交付金と起債により財源を賄うことができるという理解でよいか。 ① 補助対象外経費にも交付金を充てることができる。補助対象経費のうちの交付金充当または起債の対象とならないと想定していた経費についても交付金を充てることができることとなったため、整備年度の一般財源の負担はない。 ② 起債の考え方は。 ② 財源としての活用の可能性を想定していた補正予算債は、50%の交付税の充当となり、50%が自己負担となるが、その活用により財源を充当しようとしていた範囲に臨時交付金の充当が可能となった。 ② 辺地債を減らしても、交付金を充てるということか。 ② ほかの事業も勘案して配分することにはなる。 ③ 連携する11の市町村のうち、どの自治体が代表になって整備の一括契約を行うのか。 ③ 正式決定ではないが、本町が一番事業費が多く、その旨の打診がされている。明日、協議会のWEB会議があり、正式に議題となり、代表者が決まる予定である。 <p>(2) 別海町議会議員及び別海町長選挙における選挙運動の公費負担等について 資料により報告</p> <p>関係条例の提案背景及び提案理由について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選挙運動用ビラの頒布解禁について 2 供託金について 3 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担（上限額）について 4 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担（上限額）について 5 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担（上限額）について <p>質疑</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 町の負担額の見込みは。 ② 没収された供託金の歳入科目は。 ③ 供託金の没収の基準となる「没収点」とは、得票数のことだと思うが、有効票が1万票あったら、定数16で割り、それを10で割る。すると、仮に62.5票を獲れば没収されないということなのか確認したい。 ① 仮に17名の立候補者により選挙が執行された場合は、概算で約470万円の選挙費用の増額になると見込んでいる。 ② 資料がないので、うる覚えであるが、町長選挙の際は「雑入」を収入科目としていた。 ③ 委員のお見込みのとおり計算式であり、前回の選挙を例にすると、有効投票数が8,555票であったので、54票獲得すると、供託金は没収されないこととなる。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙運動の公費負担については、議員全員に関係のあることであるため、議会全体で共有願いたい。
総務課主幹		山田	
委員長	8番	松壽	
委員	3番	田村	
総務課主幹		山田	
委員	3番	田村	
総務課主幹		山田	
委員	3番	田村	
総務課主幹		山田	
委員	3番	田村	
総務課主幹		山田	
総務部次長		佐々木	
総務課主幹		山田	
委員長	8番	松壽	
委員	3番	田村	
総務課主査		池田	
総務部長		浦山	

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

	再開 12:58 【教育委員会所管事務調査】
委員長 8番 松壽	挨拶
	① 新型コロナウイルス感染症の状況について ② 子ども未来議会について
教育部長 山田	挨拶及び経過報告
	① 成人式の延期について ② 子ども未来議会について
委員長 8番 松壽	議事1 所管事務調査について
	(1) 新型コロナウイルス感染症対策について
教育部長 山田	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種対策については、総務部から提出された資料により説明がされていることから説明を省略させていただく。北海道による集中対策期間の延長に伴う教育委員会の対応について、担当課長から説明させる。
学校教育課長 入倉	口頭により内容説明
委員長 8番 松壽	・ 本件は、内容説明のみとする。
委員長 8番 松壽	(2) 給食センターのアレルギー対応食の提供体制について
教育部長 山田	口頭により概要説明
学務課長 宮本	資料により内容説明
	新学校給食センターの稼働に伴う学校給食の食物アレルギー対応について これまでの経過の説明
	1 令和2年9月29日開催の食物アレルギー対応協議会における説明内容について 2 10月1日開催の定例校長会の説明内容について 3 10月6日付の保護者宛て通知について 4 10月20日の町教委としての方針の決定について 5 11月4日開催の校長会内容説明後の11月5日付の保護者宛て通知について
委員長 8番 松壽	質疑
委員 3番 田村	① 新給食センターの稼働は、令和2年4月1日と決まっており、調理員の人員確保や機械の操作の不慣れなどについては、事前に解決できる問題と考えるが。 ② 令和2年10月20日に町教委の方針を打ち出し、調理員を募集して、令和3年5月から除去食及びその後代替食を提供するとのことであるが、また、同じ問題が起きるのではないかと。増員しても、研修をしないと、また、提供できないということになる。人員不足を理由とするのは、他力本願な感じがする。 ③ なぜ、これまで本常任委員会に説明がされなかったのか。 ④ 新給食センターでのアレルギー対応食の提供計画について、旧給食センターでの対応とどう違うか。
学務課長 宮本	① 令和元年度においては、現在の調理員の数で対応できると考えていたが、コロナ禍の影響もあってか、当初想定していたよりも作業ローテーションの現状が厳しくなっていることがわかった。そこで、栄養士や担当職員と協議し、2名増員して対応していきたいという考えに至った。 ② 今の調理員の15名体制においては、令和3年5月から除去食の対応をすることが可能であり、予定どおり2名の調理員が増員がされた場合は、研修期間を経て、同年の2学期からアレルギーに対応する代替食の提供をしていきたいと考えている。 ③ 本来であれば、6月の所管事務調査の際に説明できればよかったが、方針が決まっていなかったため、説明が漏れてしまった。

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

	<p>④ 令和元年当時は、47名の児童・生徒のアレルギー対応を考えていた。人員体制や食の安全を考えたときに、10品目に絞った上で提供することが望ましいという方針になった。</p>
学校教育課長 入倉	<p>④ 旧給食センター当時のことについては、当時担当していた私から説明する。当時は、1つの共同調理場の中で作業員が調理をしており、空き時間を活用して数名の調理員がアレルギー食の対応をしていた。新給食センターでは、「下処理」「調理場」「アレルギー対応食調理場」と部屋が分かれており、移動に時間を要し、以前と同じような対応ができない。</p>
委員 3番 田村	<p>④ 私は、アレルギー対応食の人数がどのくらいで、対応品目がどのくらいかということ、除去食と代替食をどのように供給するかというのを比較したかった。対象の児童・生徒の人数、対応品目、代替食及び除去食について説明を。</p>
学務課長 宮本	<p>④ 旧給食センターでは、47名に26品目の対応。新給食センターでは、10品目に絞り、35名を対象とする。12名の児童・生徒については、通常給食や弁当の対応となる。</p>
委員 3番 田村	<p>①②③④ 対応できなかった理由の説明があったが、やはり事前に準備をしておかなければならないことだったと思う。それができなくて、令和3年から対応しようとする論法は、保護者にとっては納得がいけないところがあると思う。「人員増にならない限りは対応できない」という考え方ではよくない。やはり努力すべき。私たち委員は、一般質問でのやりとりで初めて状況を聞いて、委員会で聞いていなかった。委員会としても正確な情報をもって町民に説明しなければならぬので、情報の提供をしてもらわないと困る。</p>
教育部長 山田	<p>①②③④ 人員やローテーションを理由にするつもりはないが、計画が甘かったというのは認めなければならぬと考えている。今後、気をつけたい。人員の確保については、最大限努力をして、まずは、安全に除去食を提供することを第一に考えている。事故が起こることは絶対に許されないもので、まずは、提供可能な体制を整えていきたい。他人ごとではなく、本件を重く受け止めている。新給食センターは、ゾーン分けがされており、内部の移動において、着替えなどもあり、時間を要し、調理員に負担がかかっている。これまで計画していたものが実行できるように準備を進めていきたい。委員会の説明が遅れた部分については、方向性が明確でなかったということで説明できなかった。今後は、気をつけていきたい。</p>
委員 3番 田村	<p>①②③④ 想定外とはいえ、人員の確保、機械操作の不慣れ、作業ローテーション、これらは、事前に解決できる問題だと思う。施設が新しくなるなら、素早く準備の対応をして、計画どおりに提供できるようにすべきだ。しっかりした考えで施設を運用してほしい。</p>
委員 13番 中村	<p>① 追い打ちをかけるようで心苦しいが、納得できない。どういう施設ができるかというのは分かっていたはず。ゾーンなどのこれまでとの違いは、分かっていたはずだ。そういう状況になると分かっていたはずだと思っていたが、そうではなかった。なぜ、そうなってしまったのか。原因がどこにあるのか。「設計図をよく見なかった」ということではないと思う。十分論議をしたはずだが、対応が漏れてしまった。漏れてしまった原因は、分析されているのか。</p> <p>② 旧給食センターでは、26品目の対応をしていて、基本的にその対応が新給食センターでも踏襲されるという計画であったのか、今回、安全のために10品目にするのか、行く行くは26品目になるのか。</p> <p>③ 人員確保については、田村委員が述べたのは、教育委員会としてしっかり人員を確保してほしいということだと思う。同感だ。「人員が確保できないからサービスを提供できない」という考えは、違和感がある。（方針の変更に基つき、10品目対応なら10品目対応で）アレルギー対応食を令和3年5月から10品目で提供します、という姿勢であるべきだと思う。</p>
学務課長 宮本	<p>① 栄養士も含めて作業動線をシミュレーションして、春休み期間中の研修</p>

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

	<p>を経て令和2年4月から稼働したが、施設の移行に伴って、想定どおりの運用とならず、難しい状況にあった。</p> <p>② 「重篤化しやすい」「新規でアレルギーが発生しやすい」「提供回数が多い」といった理由で対応品目を10品目に絞り、2名増員した上でアレルギー対応食を提供していきたい。</p> <p>③ 今月の29日までスタッフを公募している。全力を挙げて人員を確保し、アレルギー対応食の提供をしていきたい。</p>
委員 13番 中村	② 26品目に将来的にまた戻すのか、それとも10品目のままなのか。
学務課長 宮本	② 説明が漏れていた。基本的に、今後は10品目で対応していきたいと考えている。
委員 13番 中村	② 47名の児童・生徒に対応してきたが、12名が対応から外れる。弁当を持ってきてくれということになる。保護者の理解を得て、そういう方針を立てたのか。
学務課長 宮本	② 教育委員会で方針を決めて、校長会で説明して、小・中学校、幼稚園、保育園、保護者宛てに内容を周知したが、理解をいただいていると認識している。
委員 13番 中村	② 「保護者に理解されている」という理解であるのか。しっかりと意見聴取した上での理解であるのか確認したい。
学務課長 宮本	② 保護者からの意見を聴取して方針を決定したわけではなく、食物アレルギーの指針を確認した上で決定して、周知した。
委員長 8番 松壽	・ 以上で本件に関する本日の調査を終えるが、重要な案件については、委員会に報告するよう、今後注意してほしい。
委員長 8番 松壽	議事2 その他
教育部長 山田	(3) 別海町教育支援センター「ふれあいるーむ」サテライトについて
学校教育課主査 高津	口頭により概要報告 資料により内容報告
	サテライト開設の経過
	1 開設場所
	2 開設日、開館時間等
	3 指導体制
	4 指導内容
	5 対象者
委員長 8番 松壽	質問
委員 13番 中村	① 1月13日から開設し、半月ほど経過しているが、利用状況について、公表できる範囲で伺いたい。
学務課長 宮本	① 1月13日に西公民館の使用場所の確保をし、これから、保護者と協議して利用を促進しようと考えており、コロナ禍ということもあって、予約制により時間を区切って運用したいと考えている。いまのところ利用はない。
教育部次長 石川	(4) その他
	① 次年度以降の地区水泳プールの運営について
	口頭により報告
	・ 上西春別と西春別は廃止、上春別は休止し、再協議予定、中春別と中西別は継続。廃止、休止地区は、温水プールに加えて図書館の利用も含めて、遊びと学びのスクールバスの運行を考えている。
教育部次長 石川	② 全道中学スケート大会の結果について
	口頭により報告
	個人及び団体の入賞実績について
教育部次長 石川	③ 別海高等学校の出願状況について
	口頭により報告
	・ 普通科120名に対して90名、酪農経営科40名に対して5名。町内・

令和3年第1回総務文教常任委員会 要点記録

			町外の内訳は、現在取りまとめ中。
副委員長	5番	外山	④ その他 ・ 上春別小の学校だよりが役場のロビーに置かれていた。全国的なオンラインゲームに参加したため、体調を崩した件があったようだが、状況の説明を。 ・ 突然、「回答を」と言われても困る。 ・ 校長会で説明がなされていると聞いている。 口頭により事案の報告 ・ 学校でメディア・コントロールに取り組んでいると認識している。今後もそのまま指導を継続してほしい。
教育部長		山田	
副委員長	5番	外山	
指導参事		根本	
副委員長	5番	外山	
委員長	8番	松壽	
委員長	8番	松壽	
			閉会挨拶
			14:04 閉会